

求人者・求職者の皆様へ

・事業所名 フィデル・コンサルティング株式会社
許可番号（13-ユ-306349）

●取扱職種の範囲等

- ・職種は、全職種
- ・地域は、全 国

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合等の紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 手数料負担者は、求人者とします。

- ・求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 ローレンス・キーファー 連絡先（03）5357-1782

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- （１）求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者のローレンス・キーファーです。
- （２）当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は管理部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者ローレンス・キーファーとする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者ローレンス・キーファーとする。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。
当社の紹介により就職した者が、入社後 3 ヶ月以内に、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料の 50%相当額を、求人者に返金します。ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、この返戻金制度は適用しません。なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。